

(要領様式第1号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

27 北信地環第84号  
平成27年7月23日  
長野県北信地方事務所長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書（産業廃棄物処理施設の設置許可）

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
条例第37条	① 氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県中野市大字越 1236 株式会社市川商会 代表取締役 市川真一
	② 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字竹原 1727-4 他
	③ 廃棄物の処理施設の種類の	中間処理施設（破碎）
	④ 処理を行う廃棄物の種類の	がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。
	⑤ 廃棄物の処理施設の処理能力	・がれき類の破碎施設（1台）： 640 t/日（80t/h 8時間稼働） ・がれき類の破碎施設（1台）： 960 t/日（120t/h 8時間稼働）
	⑥ 変更の概要(変更許可等の場合)	新 旧
	⑦ 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市竹原地区、下高井郡山ノ内町夜間瀬 神戸地区 (根拠) 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)
	⑧ 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 中野市長、下高井郡山ノ内町長 周辺地域内に住所又は住居を有する者 周辺区域内に事務所又は事業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号
	⑨ 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 平成27年6月17日(水) 6:00～ 1回目 平成27年7月7日(火) 19:00～ 2回目 (場所) 竹原研修センター(中野市大字竹原440-1)
	⑩ 事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(縦覧場所) 長野県北信地方事務所環境課 (期間) 平成27年7月24日(金)～8月6日(木) (土曜日、日曜日及び祝日を除く) (時間) 午前8時30分～午後5時まで

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会 終了報告書の内容	15号	提出期限 平成27年8月6日 (木)  提出先 長野県北信地方事務所環境課

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。